

モジュール 2.10 (続き)

SPS 協定下での加盟国の義務 (続き)

- ・ そのような措置が自分たちのものと違ったとしても、これらの措置が適切な保護水準を達成する措置であると証明された場合は、他の加盟国の SPS 措置を同等として受け入れる
- ・ 関係する国際規格機関に参加する

SPS 措置の例

- ・ 微生物学的汚染物質のための製品検査
- ・ 製品のための燻蒸消毒処理
- ・ 食品中の農薬の最大残留基準値

コーデックスと SPS 協定の関連

SPS 協定に書かれているのは：

- ・ 公衆衛生を保護するために必要な食品安全措置は、コーデックス規格に適合するべきである
- ・ コーデックス規格と一致する国内規制は、SPS 協定の要件を満たすとみなされる
- ・ 加盟国は、自国の食品安全規格の基礎をコーデックス委員会の規格に置くべきである

コーデックスと SPS 協定の関連 (続き)

- ・ コーデックスは、食品安全に関する規格のための参照点である
- ・ コーデックスは、国内の食品安全規格を調和させるための参照点である

SPS 協定が承認しているのは...

以下に関するコーデックス規格、指針および勧告：

- ・ 食品添加物
- ・ 動物用医薬品および農薬の残留
- ・ 汚染物質
- ・ 分析およびサンプリング方法
- ・ 衛生規範のコードおよび指針

TBT 協定下における権利および義務

これらは SPS 協定下における加盟国の権利および義務に類似している。いくつかの共通要素は以下を含む：

- ・ 自国の適切な保護水準を確立する権利
- ・ 基本的な無差別義務
- ・ 内国民待遇[national treatment]
- ・ 国際規格の使用
- ・ 提案措置の事前通告、および「問い合わせ窓口」の創設

SPS (協定) と TBT 協定の違い

- SPS 協定の下では、コーデックスの食品安全規格を使用しない唯一の正当な理由は、科学的な議論である。
- TBT 協定の下では、政府は、国際規格が、根本的な技術的問題もしくは地理的要因を含む、他の理由により適切でないとして決定してもよい。
- SPS 措置は、科学情報に基づき、人、動物もしくは植物の健康を保護するのに必要な程度にしか課されない。
- TBT 規格は、国家安全保障や、不正な慣行の防止など多くの目的を満たすのに必要なときに導入される可能性がある。

コーデックスと TBT 協定の関連

- SPS 協定とは異なり、コーデックスは TBT 協定において明確に参照されていない。
- しかしながら、より広範に、「適切な国際機関によって作成された規格」と確かに参照している。
- 食品に対しては、これはコーデックス委員会によって作成された規格であろう。
- 重要な非 SPS 領域は、「不正な慣行」の防止に関連し、とりわけ、コーデックスによって作成された表示および、健康に無関係の品質規格に関連する。

なぜ WTO は食品安全の基準としてコーデックス規格に言及するのか

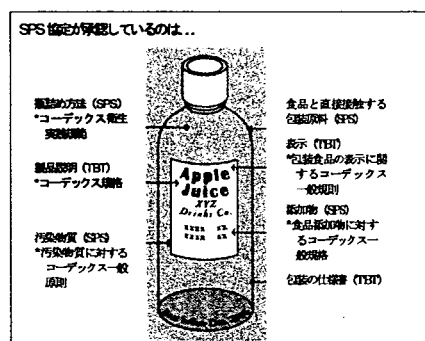
- SPS 協定における要件は、措置が科学に基づいていること
- コーデックスは、コーデックスの意思決定プロセスにおける科学の役割に関する原則の声明を採択している：
コーデックス規格の食品規格、指針および他の勧告は、それらの規格が食品供給の質および安全を確保するために、すべての関連情報の徹底的な見直しを伴う、健全な科学的分析および証拠の原則に基づくものとする。

なぜ WTO は食品安全に対する標準としてコーデックス規格に言及するのか (続き)

コーデックスはまた、コーデックス規格設定における食品安全リスクアセスメントの役割に関連する原則の声明も採択している：

- コーデックスの決定および勧告の健康および安全面は、適切な状況では、リスクアセスメントに基づくべきである
- 食品安全リスクアセスメントは、リスクアセスメントプロセスの 4 つのステップを組み込むべきであり、透明性のある方法で文書化されるべきである

SPS 協定が承認しているのは...



WTO の SPS/TBT 協定についてのさらに

詳細な情報は以下から入手可能：

FAO および WTO

WTO ウェブサイト (セミナーおよびツール)

http://www.wto.org/english/thewto_e/thewto_e.htm

第3節

国内コーデックス活動の基本

目次

- 107 はじめに

- 108 モジュール 3.1/国内コーデックス・コンタクト・ポイントの機能
- 109 コーデックス・コンタクト・ポイントをどこに配置するのがよいか
- 110 コーデックス・コンタクト・ポイントの主要な役割
- 111 コーデックス信託基金
- 112 連携

- 112 モジュール 3.2/コーデックス問題について国の見解をどのように作成するか
- 112 国の見解を作成するステップ
- 113 作業文書を配布する
- 113 意見を求める
- 114 コーデックス国内委員会
- 117 国の見解
- 118 書面でのコメントを提出する
- 114 ボックス 3.2.1/コーデックス問題について協議すべきステークホルダーの類型
- 116 ボックス 3.2.2/コーデックス国内委員会の例ーブラジル
- 117 ボックス 3.2.3/タンザニアでのコーデックスの調整
- 119 ボックス 3.2.4/国の見解の準備に関するフォーマットの例
- 120 ボックス 3.2.5/コーデックス事務局に書面でのコメントを準備するためのフォーマットの例
- 120 ボックス 3.2.6/ブラジルにおける国の見解の準備
- 121 ボックス 3.2.7/コーデックス会合で国の見解を準備し促進するためのチェックリスト
- 125 練習問題 3.2.1/国の見解の構築
- 126 練習問題 3.2.2/協議計画の準備

- 127 モジュール 3.3/国の代表団を選出する際の考慮事項
- 127 代表団長を選出するプロセス
- 128 コーデックス委員会、部会および特別部会の会合への代表団を形成する
- 129 非政府組織を代表に選出し参加させるための指針案
- 130 代表団の責任と義務
- 130 コーデックス部会会合での代表団長の責務
- 128 ボックス 3.3.1/代表団を構成するために使われた手続きーマレーシアの例

- 132 モジュール 3.4／コーデックス文書を整理する
- 132 国はどのようにコーデックス文書を整理するべきか
- 132 利害をもつすべてのステークホルダーへのコーデックス文書へのアクセスを確保する
- 133 コーデックス規格と国内の政策および法律
- 133 ボックス 3.4.1／コーデックス規格を国内法へと転換する—ペルーの例

- 137 モジュール 3.5／コーデックス規格の実施あるいは利用を支援するために、FAO および
／あるいは WHO は何を提供するか
- 137 国際連合食糧農業機関
- 138 世界保健機関
- 138 技術支援を提供する仕組み

- 141 視覚教材

はじめに

本節では、コーデックス・コンタクト・ポイントの役割と機能を論じてから、各国がコーデックス委員会のメンバーとしての義務をどのように果たし、コーデックスプロセス全体の中でどのように相互作用をなしうるかについて、実践的な指針を提供する。

コーデックス加盟国の一番の責任は、透明性ある、協議に基づいた方法で国際的な食品規格活動をおこなうことである。ここでは、コーデックス問題に関する国の見解を作成する際に従うべきステップについて指針が提供され、そしてコーデックス会合への国の代表を選出する際の考慮事項に対して示唆がいくつかなされる。

国内コーデックス活動の基礎を形成するために鍵となる問題や活動を強調することが主要な目的である。このことにより、コーデックス活動への参加が可能な限り効果的となり、国際的なコーデックス規格が国内規格の制定活動の土台として最適に用いられ、国内の食品コントロールプログラムの強化に貢献することが確保されることになるだろう。

モジュール 3.1

国内コーデックス・コンタクト・ポイントの機能

ある国がコーデックス委員会のメンバーとなる際には、「コーデックス・コンタクト・ポイント」として職員[official]を指名しなければならない。国内のコーデックス活動の成功はコーデックス・コンタクト・ポイントの効果的な機能次第である。本モジュールでは、この職[position]に関連する責務を実施する際に、コーデックス・コンタクト・ポイントによって果たされるべき主な機能について概説する。アフリカおよびアジア FAO/WHO 地域調整部会によって作成された文書に、コーデックス・コンタクト・ポイントの機能に関する追加的な指針を見出すことができる。

コーデックス・コンタクト・ポイントをどこに配置するのがよいか

政府組織内のどこにこの職員が位置するかは、国によってさまざまである。職員がどこに位置しているようが、その国のコーデックスプログラムの成功に貢献するために、調整とコミュニケーションという2つの主要な機能が果たされていることを、職員が確保しなければならないことを覚えておくべきである。効果的な調整、適切なコミュニケーション、透明性、および包括的であることの重要性は、言っても言い過ぎることのないほどである。

コーデックス・コンタクト・ポイントは、食品安全もしくは食品規格の設定に責任を負う省庁に置かれるべきである。第1節（モジュール 1.2）で示したとおり、コーデックス・コンタクト・ポイントをどこに置くのが最善かという決定は、政府に責任がある—コーデックス・コンタクト・ポイントの配置はそれが果たす機能ほどには重要ではない。保健にかかわる省庁にあらうが農業を担当する部署にあらうが、規格局にあらうが、コーデックス・コンタクト・ポイントの配置とは関係なく、指定された個人が、利害を持つすべてのステークホルダーとコミュニケーションをし、作業に十分な支援と資源をもつことが重要である。コーデックス・コンタクト・ポイントの資源が不十分だと、プログラムの効果がなくなってしまうだろう。

どこにコーデックス・コンタクト・ポイントを配置しているのか、数カ国の例を挙げると：

- ・ オーストラリア—農林水産省[Department of Agriculture, Fishery and Forestry]
- ・ バルバドス—国内規格機関[National Standards Institution]
- ・ ブラジル—対外関係省[Ministry of Foreign Affairs]
- ・ カナダ—保健省[Department of Health]
- ・ グアテマラ—規格規制局、農業畜産食料省[Office of Standards and Regulations, Ministry of Agriculture, Livestock and Food]
- ・ インド—民間保健サービス局[Directorate General of Health Services]
- ・ ヨルダン—規格局、産業貿易省[Directorate of Standards, Ministry of Industry and Trade]
- ・ マレーシア—食品品質管理部門、保健省[Food Quality Control Division, Ministry of

Health]

- ・ ナイジェリアーナイジェリア規格団体[Standards Organization of Nigeria]
- ・ スペインー食料問題に関する合同委員会、保健省および消費者問題省[Inter-ministerial Communication for Food Issues, Ministry of Health and Consumer Affairs]
- ・ 米国ー食品安全検査局、農務省[Food Safety and Inspection Service, Department of Agriculture]

コーデックス・コンタクト・ポイントの主要な役割

コーデックス・コンタクト・ポイント（コーデックス手続きマニュアルに述べられている）の主たる役割は、以下のようにまとめられる：

1. コーデックス事務局と加盟国とを橋渡しするよう行動する。
2. 国内におけるすべての関連するコーデックス活動を調整する。
3. すべてのコーデックス最終文書（規格、実施規範[code of conduct]、指針やその他の助言文書）およびコーデックス会合の作業文書を受け取り、国内の関係者に確実に配布する。
4. コーデックス文書に関するコメント、もしくは、コーデックス委員会または下部機関および／あるいはコーデックス事務局に対して提案を送る。
5. 設置されている場合には、コーデックス国内委員会と緊密な共同作業をおこなう。政策と、コーデックス作業の文脈で生じる問題に関する決定の基礎となるような技術的助言との間の適切なバランスが政府に与えられることを確保するため、コーデックス・コンタクト・ポイントは、食品産業、消費者、貿易業者およびその他のあらゆる関係者との連絡係として行動する。
6. 他のコーデックスメンバーとともに情報交換し、活動を調整する伝達ルートとして行動する。
7. コーデックス会合への招待状を受け取り、関連する議長とコーデックス事務局に、会議に出席する国内代表のメンバーを知らせる。
8. コーデックス最終文書の資料室を整備する。
9. 国内のコーデックス活動を促進する。
10. コーデックス信託基金[Codex Trust Fund]に対する国のアクセスの中心点である。

コーデックス・コンタクト・ポイントの効果的な機能に必要な最低限の資源

モジュール 1.3 で概説したように、コーデックスにおける効果的な活動を最低限維持するには、各国は、最低でも以下のような要件を満たすスタッフの提供を検討すべきである：

- ・ 食品科学、獣医学、食品安全あるいはそれと同等のバックグラウンドを持つ、コーデックスに関する問題に少なくとも自身の 25%の時間を費やせるような専門職員が 1 人；
- ・ プログラム運営の支援に自身の 25-30%の時間を割ける事務補佐員が 1 人。

さらに、コーデックス・コンタクト・ポイントのための資源を考えると、各国は、可能な場

合には、適切に機能するインターネット接続の提供を試みるべきである。コーデックス事務局および他のコーデックスメンバーとの効果的で迅速なコミュニケーションは、電子メールシステムを通じて大幅に促進される。コーデックス・コンタクト・ポイントは「総称的かつ機関の電子メールアドレス」を登録し、配置変え等にもない失効するような「個人的な電子メールアドレス」の使用は避けるよう努力するべきである。電子メールの機能には紙媒体を受けとる数週間前に、国が文書を受け取ることができるという追加的なメリットがある。さらに、印刷形式では配布されないであろう多くの（公式文書以外の）情報文書が電子メールによって配布される。しかし、電子メールでのコミュニケーションが不可能な場合には、他の手段を用いるよう事務局によって対策がとられる。

コーデックス信託基金

FAO と WHO は、資金援助に相応しい発展途上国が、コーデックス委員会あるいは下部機関の部会／特別部会の総会に参加するのを支援するために信託基金を設立した。

基金の目的は、より安全でより栄養のある食品供給を促進し、世界的に公衆衛生および食料保障をさらに改善することである。これは以下を通して達成されるだろう：(a) 世界のあらゆる地域の規制者および食品専門家が、コーデックスの枠組みにおける国際規格の設定作業に参加することを支援する；(b) コーデックス委員会とその国自身の枠組みの両方において、効果的な食品安全と品質の基準および食品貿易における公正な慣行の確立を支援する能力を高める。

コーデックス信託基金（正式名称はコーデックスへの参加支援のための FAO/WHO 合同計画および信託基金）を利用するために、基金を求める各国は国内のコーデックス・コンタクト・ポイントを設置すべきである。これは、コーデックス・コンタクト・ポイントが、国と信託基金の事務局との間の唯一公式に認められたコミュニケーションの伝達ルートだからである。基金の応募の際には、この基本的な要件にくわえて、各国には政府組織間の調整について説明することが期待される¹。

連携

以上で確定された主な機能のひとつは、コーデックス・コンタクト・ポイントは「つなぎ」であるということである。したがって、コーデックス・コンタクト・ポイントがひとたび設置されたならば、下に挙げるような連携が進められることが重要となる。これらの連携、およびこのネットワークを通して得られる情報は、国の見解を構築し、規格案やコーデックスシステムにおいて議論されているその他の問題についてコメントを提供するのに必要不可欠な役割を

¹ コーデックス信託基金についての情報は、ウェブサイト <http://www.who.int/foodsafety/codex/trustfund/en/> において入手可能である。あるいは、codextrustfund@who.int まで問い合わせることもできる。国家および地域単位の FAO および／あるいは WHO の代表から、さらに支援が求められうる。

果たしている。

他の政府省との連携

コーデックスの作業は食品のすべての局面—農場および漁場から消費者の食卓まで—に取り組んでいる。それゆえ、国内のコーデックスプログラムに関係するであろう省には以下のものが含まれる：

- ・保健—人間の健康／食品安全
- ・農業—第一次生産
- ・漁業—水産
- ・産業／流通—製品開発
- ・科学—食品安全の要因とイノベーション
- ・貿易—貿易交渉
- ・外交—WTO 協定

非政府組織との連携

消費者団体や産業連合のような非政府組織（NGO）との強い連携を維持するのも同様に重要である。産業 NGO の関与は、商品規格あるいは同一性の基準の作成にかかわる部会や特別部会においてとくに役に立つ。しばしば、これらの組織はとくに加工および流通の問題に対して技術的で専門的な知見の源となることがあり、したがってある国の見解の信用性を高める。

公開会議も同様に、コーデックス会合に備えて、意見を求めたり見解を議論したりするために開かれうる。コーデックス問題に関する国の見解の作成への市民参加は、そこから引き出すことのできるより大きな専門知識のプールを提供し、また重要なことには、国レベルで食品安全や品質に対する意識を高めることになるだろう。

コーデックス委員会の事務局との連携

コーデックス・コンタクト・ポイントは、コーデックス委員会と国内コーデックスプログラムとの公式な連絡役である。しかし、コーデックス・コンタクト・ポイントが非公式な連携をも維持できていれば、それはその国にとって有益である。ローマにあるコーデックス事務局は、コーデックスの手続きおよび歴史的側面に関する知識を保持しているので、コーデックス・コンタクト・ポイントの助けとなるだろう。コンタクト・ポイントはしたがって、コーデックス事務局のすべての職員との連携を維持すべきである。新しく指名されたコーデックス・コンタクト・ポイントが初めにすることの1つとして、情報交換を促進するため、コーデックス事務局とのコミュニケーションを確立することが強く勧められる。

コーデックス・コンタクト・ポイントが確立すべき他の連携はあるか？

モジュール 1.4 では地域的連携の概念が確認された。特定の地域の国々はしばしば共通の問題を共有しているので、共通の解決策を見つけるために共同作業が可能である。

コーデックス・コンタクト・ポイントの主要な機能の1つは「他のコーデックスメンバーと情報交換し、活動を調整する伝達ルートとして行動する」ことである。コーデックスメンバーであるすべての国にはコーデックス・コンタクト・ポイントがある。したがって、これらのコーデックス・コンタクト・ポイントは、コーデックス以外の問題についてさえも、他のメンバー国への入り口を提供する。コーデックス・コンタクト・ポイントは国家間の初期のコミュニケーションのための伝達ルートを提供し、適切な省あるいは個人の連携を支援することができる。

参考資料

FAO/WHO. 2004. Codex Alimentarius Commission – Procedural Manual. 14th edition, p.

99. Joint FAO/WHO Food Standards Programme, Rome.

Codex のウェブサイト：www.codexalimentarius.net

モジュール 3.2

コーデックス問題についての国の見解をどのように作成するか

前述のとおり、コーデックスに参加することは、飛行機に乗り会議へ出かけるという以上のものであると理解することが重要である。それは、議論されている問題を検討し、国の見解を準備し、また適切な場合には、ローマのコーデックス事務局へ書面でのコメントを提出する、ということに時間をかけることを意味する。

本モジュールでは、いくつかのステップと、国の見解を準備し、プロセスにおける完全な協議を確保するために、考慮されるべき事項を概説する。コーデックスへの参加を高める最初のステップは、コーデックス問題について国の見解を作成し、適切な場合には、書面でのコメントを提出することである。本モジュールはまた、国内コーデックスプログラムを組織する選択肢の1つとして、コーデックス国内委員会の構造についても説明する。コーデックス会合での国の見解を準備し促進^{訳注}するための指針が、本モジュールの最後のボックス 3.2.7 に含まれている。

本モジュールはまた、2つの応用問題を含んでいて、それによってトレーニングコースの参加者が、部会の1つが重要な優先事項と確定した問題について、見解を作成することができるようになる（モジュール 2.4 を参照）。もし十分な時間があり、コーデックス・コンタクト・ポイントがトレーニングに関与していれば、この実践問題の成果が完結させられ、コーデックス事務局に書面でのコメントとして提出される。2つ目の応用問題は、参加者による国の協議計画の作成を手助けする。

国の見解を作成するステップ

有力なコーデックスメンバーとなるためには、コーデックス委員会や特別部会の前に、各国は問題についての国の見解を作成するプロセスを確定するべきである。これは複雑である必要はないが、適正な管理手続きを反映した運営プロセスにしたがうべきである。コーデックスの会議に国の代表が参加する際には、代表団長が指名されなければならない。この場合には、代表団長が当該部会に関連する国の見解の準備を調整するのは国家の政策となるべきである。各国が決定する厳密な手順にかかわらず、国の見解の作成には、共通の基本的な5つのステップがある：

1. 作業文書を配布する；
2. ステークホルダーからの情報を求める；
3. 見解案を作成する；
4. 見解について国内の承認を得る；
5. 適切な場合には、見解を書面でのコメントとして提出する。

^{訳注} 原文は promote であり、「(見解を) 主張する、推し進める」という意味合いであると考えられるが、本節では促進すると直訳している。

作業文書を配布する

- ・ コーデックス・コンタクト・ポイントがローマのコーデックス事務局からコーデックス作業文書を受けとる。
- ・ コーデックス・コンタクト・ポイントは書面でのコメントが要請されているかどうかを判断し、もしそうであれば、その国がコメント提出の締め切りを守るためにどのくらいの時間枠が確保される必要があるかを決定する。言いかえると、国の見解を完成するためにコーデックス・コンタクト・ポイントが設定する締め切りは、作業文書に含まれている締め切りと同じではない。コーデックス・コンタクト・ポイントによって設定される日付は、体裁をととのえたり誤字脱字をチェックしたり政府の承認を得たりするのに十分な時間を割けるよう、たいてい作業文書の締め切りに2週間先行するものである。
- ・ コーデックス・コンタクト・ポイントは検討とコメントを求めて作業文書を配布し、受け取ったコメントを、見解案の作成に責任を持つ個人に送る（「意見を求める」の項を参照）。
- ・ 国内のコーデックスの調整に応じて、この協議プロセスで用いられる仕組みは多岐にわたる。

意見を求める

協議はコーデックス・コンタクト・ポイントの核となる機能の1つである。コーデックス・コンタクト・ポイントはその他の省、産業、消費者、学界、そして公衆衛生の専門家とのコミュニケーションを確立すべく努力する。

すべてのステークホルダーがコーデックスで考慮されているすべての問題に関心を寄せるわけではないことを理解しなくてはならない。したがって、協議を促進し、かつ望まない文書でステークホルダーを困惑させるのを避けるため、コーデックス・コンタクト・ポイントはどの問題にどの集団が興味を持っているかを確定するよう努力するべきである。たとえば、コーデックス生鮮果実・野菜部会（CCFFV）と食肉衛生部会（CCMH）に積極的に参加している国があるかもしれない。しかし、これら2つの部会で考慮される問題のタイプはかなり異なっている。生鮮果実と野菜の生産、加工、輸出あるいは輸入にかかわっている産業連合は、おそらくCCFFVに関係するコーデックス文書を受けとることに強い関心があるだろう。しかし、CCMHにかかわる文書に興味を持つことはないだろう。したがって、彼らが求めることなしにはそれらの文書を送るべきではない。他方で、FAO/WHO 地域調整部会に関しては、生鮮果実および野菜の産業と食肉産業のどちらもすべての文書に興味を持つかもしれない。それぞれのコーデックス問題に関係するステークホルダーと、協議の仕組みを決定することはコーデックス・コンタクト・ポイントの責任である。

コーデックス委員会および下部部会の会合に向けた見解の作成において、適切なステークホルダーとの協議を確保するには、コーデックス・コンタクト・ポイントの多大な努力が必要で

ある。

ステークホルダーとの協議

ボックス 3.2.1 コーデックス問題で意見を聞くべきステークホルダーのタイプ

コーデックス・コンタクト・ポイントは以下の団体から意見を求めるべきである：

- ・すべての関連する省
- ・消費者団体
- ・食品産業連合（生産者および加工業者、輸入業者、輸出業者）
- ・学識者
- ・公衆衛生の専門家

コーデックス問題についてステークホルダーとの協議を可能にする方法やプロセスを決定するのは国の政府の責任である。コーデックス・コンタクト・ポイントはコーデックス作業文書を配布する責任をもつので、ほとんどの国において、協議を調整する責務はコーデックス・コンタクト・ポイントが実行する。しかし、このプロセスを支援しコーデックス・コンタクト・ポイントの作業量をいくらか減らすために、多くの国ではコーデックス国内委員会を設置している。その他の国では、コーデックス・コンタクト・ポイントが、協議の必要事項を処理できる多数の専門職員および運営上の職員を所有することを確保することで、この問題に対処している。適切に調整された、包括的な国内のコーデックスプログラムを確保するために、各国は自由に自国の仕組みを選択できる。これはコーデックス国内委員会かもしれないし、そうでないかもしれない。重要なのは適切に機能する調整の仕組みを持つことである。

確立される仕組みとは関係なく、ボックス 3.2.1 ではコーデックス問題に関して意見を求められるべきさまざまなステークホルダーの団体を概説している。

コーデックス国内委員会

コーデックスに関心を寄せるすべてのステークホルダーとのコミュニケーションを支援するために、多くの国ではコーデックス国内委員会（NCC）を設置している。これらの国は、NCC の設立が、国内のコーデックス活動だけではなくコーデックス・コンタクト・ポイント自身の機能をも支援することを見出した。したがって、もしある国が NCC の設置を考えているなら、それはコーデックス・コンタクト・ポイントの設置と同時にすべきである。

NCC はたいてい、一国のコーデックス活動の実施を支援するために設置され、したがって国内の要求事項を反映しがちなので、国際的な NCC のガイドラインは存在しない。この観点から、NCC の構成と組織は多様である。NCC はまた、議論や国の見解の作成、およびコーデックスの提案や政策への対応の場を提供することもできる。

NCC に対する適切な参考資料は、FAO/WHO アフリカ地域調整部会（ALINORM 03/28, Appendix II）により作成され、第 26 会期（2003 年 7 月）にコーデックス委員会によって採択されたものや、FAO/WHO アジア地域調整部会（ALINORM 99/11 Appendix II）により作

成され、第 23 会期（1999 年）でコーデックス委員会により採択された、コーデックス国内委員会に対する地域的なガイドラインに見出される。

コーデックス国内委員会の構成

理想的には、食品安全、食料生産および食品貿易に関係するすべての政府部門と組織がコーデックス国内委員会に含まれるべきである。さらに、NCC の機能により、公立の大学や調査機関のような科学組織や、関連分野における著名な専門家、あるいは、コーデックス問題に強い関心と専門知識を持つ人が NCC に選出されうる。

典型的な NCC は以下のような機関からの代表を含むだろう：

1. 以下のような関連する省／政府の機関：
 - 保健省
 - 農業、水産業などの省
 - 貿易、産業などの省
 - 消費者保護などの省
 - 国の規格局
 - 政府の研究室
2. 消費者団体
3. 食品産業：製造業者（多様な部門からの代表）
4. 食品産業：生産者（農業者団体の代表）など
5. 食品の貿易業者（輸入業者と輸出業者）など
6. 大学、専門的な組織
7. 主な研究機関
8. 公認されている専門家

しかし、NCC は管理不能に陥るほどに大きくてはいけない。NCC は議長を選ぶか、コーデックス・コンタクト・ポイントを議長とすると決定することができる。

コーデックス国内委員会の指名

NCC への指名／参加の手続きは周知で、公開され、透明でなければならない。NCC への参加者を選ぶのに、利用可能な資源や構造によって、異なる国では異なる方法を用いることができるのだが、コーデックス・コンタクト・ポイントがすべての主要なステークホルダーを確定してリストにし、NCC の初回の会議へ招待することが推奨される。そしてこの会議への参加者は NCC への他の追加的なメンバーを決定して招待（事務局を通じて）するだろう。

理想的には、NCC 設立の試みは周知され、各組織には任命者を推薦することが要請されるべきである。NCC 設立に責任を持っている政府当局は、候補者のリストを整理するための小規模な下部委員会を設置し、NCC 代表に関して事前に決定された基準に基づいて選出することができるだろう。選出の基準として考えられるものには以下が含まれる：

- ・ コーデックス委員会に関連した食品問題についての経歴；

- ・ 継続的な参加に納得のいく見通しがある；
- ・ 専門知識；
- ・ 会議に参加しコーデックス文書にコメントすることができる。

NCC の会合への参加は毎年見直され、新しいメンバーが国内のコーデックス活動への参加をやめたメンバーに代わって指名されるべきである。

ボックス 3.2.2 コーデックス国内委員会の例ーブラジル

毎年 11 月に、コーデックス部会およびその下部機関の会合の予定に基づいて、コーデックス国内委員会（NCC）の会合予定が設定される。NCC 会議は、コーデックス下部機関の会合の 1 ヶ月前に計画される。これは、その会議における国の見解を再検討し、承認するためである。

NCC は、それぞれのコーデックス下部機関の作業を追跡調査するために技術グループを創設した。これらの技術グループはコーデックスの下部機関の鏡として機能する。ブラジルの NCC 会議の前に、対応するコーデックスの下部機関の追跡調査に責任をもつ技術グループが、コーデックス国内委員会に提出する見解案を準備する会議を組織する。NCC 会議の間に、この見解は承認される。代表団の構成と代表団長もまた NCC 会議で承認される。

NCC は年間で 10 回程度会議をおこなう。これらの会議では、国の見解だけでなく、回覧状への返答や、ステークホルダー間でのコーデックスの情報普及といった、その他のたくさんのコーデックス問題も議論される。

NCC がウェブサイト<www.inmetro.gov.br/qualidade/comites/ccab>を作り維持していることに注意するのは重要である。これは社会およびステークホルダーとコミュニケーションを図るもう 1 つの道具であり、コーデックスプログラム、NCC や回覧状、コーデックス部会の報告書の要約、そしてニュースの関連項目に関する情報を提供する。

事務局

国ごとに状況が多岐にわたるので、NCC 事務局に関する一定の決まりはない。しかし、多くの国が、議長と事務局が同じ機関から選出されていると NCC の機能はより効率的で効果的になると判断していることは注目すべきである。

これは絶対的な要請ではないが、通常は、コーデックス・コンタクト・ポイントが NCC の事務局を務めている。

事務局の責務は NCC 固有の構成と機能によって様々であるだろう。しかし、いくつかの提案される義務としては以下のものがある：

- ・ NCC 会議の議事録をとる；
- ・ NCC の活動に関するすべての記録を保管する；
- ・ 議長と相談して、議案を作成し会議への招待を送る；
- ・ NCC メンバーのファイルを更新し続ける；
- ・ NCC メンバーに食品関連のイベントに関する情報を普及する；
- ・ NCC の年間計画案を作成する；
- ・ NCC および／あるいは政府から指示されるかもしれない他の義務を実行する。

コーデックス国内委員会の役割

構成の場合と同様、NCC の機能もまた、国内の優先事項や状況を反映して多様になりうる。

一般的な指針として、以下は NCC によって実施されうるいくつかの機能である：

ボックス 3.2.3 タンザニアでのコーデックスの調整

タンザニア連合共和国はコーデックス・コンタクト・ポイントおよび国内コーデックス調整委員会 [National Codex Coordinating Committee] を設置しており、どちらも国際的な食品規格設定プロセスへ国が効果的に参加するために必要である。コーデックス・コンタクト・ポイントはタンザニア規格局 [Tanzania Bureau of Standards] (TBS) に配置され、TBS の農業および食料課長が、国内のコーデックス・コンタクト・ポイントの責務を負う職員である。

コーデックス国内委員会の設立で、食品安全コントロールに関する側面を含む様々なコーデックス問題について、すべての省、非政府組織、消費者および業界がその意見を表明する十分な機会を有することが確保された。コーデックス国内委員会は、学界、研究組織および消費者団体を含む、一般市民や民間機関からの代表をもつ。タンザニアのコーデックス国内委員会の主要な役割は以下が含まれる：

- ・ 発生する可能性のある、またコーデックス委員会によって着手される作業に関連する可能性のある、食品規格化および食品コントロールの様々な問題の影響について政府に助言をおこなう；
- ・ 政府に対しコーデックス規格の受け入れを提案して、どの組織が行動するべきかを示唆する；
- ・ 産業発展や、国内・国際貿易の双方での拡大の機会を最大化する一方で、消費者への安全な食品供給を確保することにおいて、政府を支援するための国内討論の場として役立つ；
- ・ 技術的な問題について研究あるいは検討するのを支援する技術（下部）部会を指名する；
- ・ コーデックス規格の準備と受け入れの際に賛成の理由を提供できるようにするために、コーデックス文書を研究し、科学、技術、経済、保健およびコントロールシステムに関するあらゆる関連情報を収集して見直す；
- ・ コーデックス委員会と協働してコーデックス会合での代表を指名する；そして
- ・ 食品規格を視野に入れている国内および国外の他の組織と協働する。

- ・ 国内の反応をコーデックス委員会への提案へと公式化する - 例えばさまざまなコーデックス部会で考慮されている議題項目など。これにはその国の実際に応じて、協議活動を調整することも含まれるかもしれない。
- ・ コーデックス会議で国家を代表する代表団を指名する。
- ・ コーデックス規格およびその実施に関して、可能な限り最善な決定を政府に助言する（たとえば、国際的な勧告と食品安全における国内規格とを調和させる活動を実行および調整すること）。
- ・ コーデックスへのその国の効果的な参加に必要とされるかもしれない、特定の問題に取り組む技術的な下部部会を指定する。これらの下部部会は通常、特定の技術的問題や規格の種類（たとえば、水産物および水産加工品）に焦点を置き、国内のコーデックス調整組織あるいはコーデックス・コンタクト・ポイントのどちらかによって活動が調整される。
- ・ 作業の年次計画を提案し実施する。
- ・ 活動の年次報告を発表する。
- ・ 国の当局とともにコーデックス活動の強化について明確に示す。
- ・ 政府に助言されるかもしれないその他の義務を実行する。

ボックス 3.2.2 はブラジルのコーデックス国内委員会がどう機能しているかを説明している。

ボックス 3.2.3 はタンザニア連合共和国で設置されているコーデックス活動の調整のための組織について述べている。

国の見解

国の見解はおもに2つの目的で準備される：

- ・ 国内の代表団が関連するコーデックス会議で国の見解を表明できるようにすること。
- ・ 回覧状による書面でのコメントの要請に対応して、コーデックス事務局および／あるいはホスト国の事務局へ提出されることになる、書面でのコメントの土台をつくること。

国の見解を誰が準備すべきか？

国の見解を準備するのは骨の折れる作業である。第一歩は「ファースト・カット」、もしくは初めの草案を準備することである。考慮されている問題についての技術的な専門知識を持つ個人が通常はこの見解を準備し、またたいては、そこに対して見解が準備されているコーデックス会合で代表団長も務める。

国の見解の準備において、上述の協議過程の結果として受けとった意見が考慮される。しかし、国の見解の内容を最終決定する権利は政府にあるので、したがってどのくらいそしてどの程度まで、国の見解に受けとった意見を反映させるのかについて決定するのは国の政府にゆだねられるということが理解されなければならない。

コーデックス問題について国の見解を作成する際に、考慮されるべき事項は、部会で考慮されるであろう問題と同程度に多様である。しかし、以下が心に留めるべきある程度一般的な基準である：

- ・ 見解案の作成は単独ではおこなわれない—それはすべての利害団体との協議でなされるべきである。
- ・ ある問題の検討はたいてい1回で済むことではない：問題はしばしば複数会期にわたって議題となっていることがある。コーデックス部会や特別部会内のコンテキストにおけるどんな問題にも進展の経緯がある。この歴史を理解する試みがなされるべきで、したがって見解の作成はコンテキストに沿ってなされる。部会では通常、すでに議論された問題や、決定がなされた問題についてのコメントや発言を再考することはなされない。
- ・ コメントを準備する際には、科学的に健全であるか、リスクアセスメントのデータで支持されていることを確保する（経済的影響への言明を含む）。
- ・ 国際的に促進される見解は、その国の国内政策と矛盾してはならない。したがって、国内政策（すべての関連する法律を含む）が見解を作成する際に考慮されるべきである。しかし、国内の要求事項を、国際レベルで特定の見解を促進する理由とすることは不適切である。たとえば、国内法は国内の関心事を反映しがちであるため、「わが国ではXを支持する。なぜならそれがわが国の法制度に含まれているからだ」といった声明は、不適切である。国際レベルで促進される国の見解は、グローバルに適用可能な考慮事項（科学など）に基づくべきである。

国の見解の公的な承認

この草案はその他の利害団体と再び共有され（たとえば、可能な場合には代表団の他のメンバー）、彼らは最終見解を提出することがある。最終版は、公式な国の見解として承認されるように、政府の適切なレベルで最終的なレビューを受けるべきである。コーデックス国内委員会がこの機能を果たしている国もある。

国内の同意と支持を確保するために、十分な注意が払われるべきである。一度提出されると、国の見解を取り下げることが通常行われず、決定的に必要な場合（たとえば、新しい情報を受け取るなど）を除いて、自国の見解を変えるのは避けるべきだからである。

書面でのコメントを提出する

ボックス 3.2.4 国の見解の準備に関するフォーマットの例	
議題項目の番号（議題項目番号を記入）	C/（参照番号を記入）
（部会の名前）に関するコーデックス部会 会議の期日と場所	
議題項目	
背景	
この項目の目的は、現在の検討につながる出来事の簡潔な年表を提供することである。ここにはおもな決定、これらの決定に対する国の以前の支持、あるいは反対、などが含まれるべきである。この項は、問題の詳細およびそれに続く国の見解/戦略を文脈の中で理解させるよう機能するだろう。可能なかぎり短くとどめる。	
問題/議論	
この項目では、議題項目の一部として議論されることになる主要な問題が確定される。問題は国の視点から評価されるべきである；適切な場合には、賛成および反対の意見、その影響などが確認されるべきである。状況に応じて、国の見解の明確性と理解を高める場合には、「問題/議論」の項目は2つの別の項目に分けることができる。この項目の第1の目的は、以下で促進される見解に対し明確な支援を提供することである。これは原則的には、代表団長ほどには問題に関与していないかもしれない国内の読者が使用するためである。	
見解	
この項目は、検討中の（諸）問題に関する国の見解を概説することになる。この見解はまた、議論/評価の項目から論理的に出てくる理論的根拠によって支持されていなければならない。	

一般的な規則として、国家にとって優先的であると確定された問題について書面でのコメントを提出することは重要である。発展途上国、あるいは経済規模の小さい国では積極的な参加を、FAO/WHO 地域調整部会と2つの規格設定部会に制限しているという前提に基づいて作業をしているため、通常それらの部会で考察されている項目についてコメントを提出することになるだろう。

書面でのコメントを提出するメリットは、その国の意見がコーデックスの他のすべてのメンバーに共有されることである。国が資源不足により会議に参加できない場合、これは有益である。部会の議長は会合に出席しない国々から提出された書面でのコメントが部会で考慮されることを確保する責任がある。もし国が会合にも出席し書面でのコメントも提出していれば、話者はコメントに部会の目を引かせることができる。

ボックス 3.2.5 コーデックス事務局に書面でのコメントを準備するためのフォーマットの例

国（国名を記入）

議題項目番号（議題項目番号を記入）

CL/（参照番号を記入）

（部会の名前）に関するコーデックス部会
会議の期日と場所

議題項目

見解

この項目では検討中の問題に関する国の見解を概説することになる。

理由

この項目では上記で概説された見解の理論的根拠が示される。

ボックス 3.2.6 ブラジルにおける国の見解の準備

ブラジルでは、コーデックス事務局から受けとった文書がその問題に責任を持つ技術グループに送られる。コーデックス国内委員会が 14 メンバーに限られているのに対して、技術グループは、食品規格作業にかかわる部門の発言をすべて考慮するために、さらに多くのメンバーをもつことができる。それは学界、業界、職業者、専門家などから構成されている。

技術グループ（TG）の調整役は、作業文書を研究しコーデックス国内委員会に提出する見解案を準備するための会議を組織する。

TG の調整役は、部会会の会議前にすべての NCC のメンバーへ配布されるよう、NCC の事務局に見解案を送る。NCC の会議の間に見解案は再検討され、国の見解として承認される。

適切な場合には、承認された見解はコーデックス事務局およびホスト国の事務局に提出される。

すべての書面でのコメントをローマのコーデックス事務局および／あるいは適切なホスト国の事務局へ提出するのはコーデックス・コンタクト・ポイントの役割である（モジュール 3.1 のコーデックス・コンタクト・ポイントの主要な役割を参照）。国の見解案を作成するのは通常はコーデックス・コンタクト・ポイントの役割ではない。

書面でのコメント／国の見解のフォーマット

書面でのコメントの提供、もしくは代表団によって利用される国の見解（公式な書面でのコメントとして提出していなくても）の準備に対して、公式に承認されているフォーマットはないが、見解に含まれるべきいくつかの基本的な構成要素がある：

- a) 部会の名前と会合の確定；
- b) 議題項目、番号そして参考資料の確定；
- c) 読み手がその見解の文脈を理解できるようにするような背景情報；
- d) 問題と議論；
- e) 国の見解の提示；
- f) 国の見解の理論的根拠。

ボックス 3.2.4 では国の見解を準備するときに使われるであろうフォーマットを示している。

国の見解をこうした方法で準備することにより、コーデックス会合で発表する代表がコーデ

ックスの文脈における問題についてより精通することが支援されるだろう。

部会での検討のためローマのコーデックス事務局に提出されることが意図されている書面でのコメントと、部会会合に出席する代表団長に用いられ、共有される意図のない国の見解とを、区別することは重要である。コーデックス事務局へ提出されることが意図されている書面でのコメントは、通常は、提出文書に含まれるような「背景」や「問題と議論」の項目を含まない。それらの表現は明確で簡潔でなければならない。なぜなら、コーデックス事務局へ提出されたすべての書面でのコメントは、配布に先立って翻訳されるからである。各国は書面でのコメントをコーデックス事務局に正式に登録された電子メールアカウントから電子メールで送ることが強く推奨され、ファックスや通常の郵便は、予備的な選択肢として使用される。

ボックス 3.2.7 コーデックス会合で国の見解を準備し促進するためのチェックリスト

以下の事項は、コーデックス会合における国の見解の作成と促進に対する構造的なアプローチに従う際に、国を支援する指針を提供する。これらのすべての規定が、常にすべての問題にあてはまるわけではないということに留意せねばならない。しかしながら、見解を作成する中でこれらの事項を吟味することにより、作成プロセスを支援することになるだろう。

- ・ 見解や戦略を作成するにはすべての利用可能な資源を最大限に用いる：国内代表団のメンバー、コーデックス・コンタクト・ポイント、コーデックス国内委員会、その他の省、産業／消費者団体など。
- ・ 広範囲にわたり、かつ可能な限り早期に協議する。
- ・ 可能な限り早期に、主要なあるいは争点となる問題に、コーデックス・コンタクト・ポイントおよびコーデックス国内委員会の注目を引く。
- ・ 国の見解は明確に述べられなければならない、また、それに対する理論的根拠が提供されなければならない。適切な場合には、代替的な文書を提供する。
- ・ ネットワーク：他の国との協力体制を確立する。同様に、コーデックス事務局との良好な作業関係を築く。
- ・ さまざまなコーデックス部会での見解の一貫性を確保するため、異なるコーデックス会合で自国を代表する他の代表団の代表団長と連携する。見解作成の早期に問題について議論する。
- ・ 書面でのコメントの提出が意図されている場合、可能なかぎり広く公式に承認された見解を配布する。

以下の考慮事項は、代表団長や国の見解の準備に関与している他の人びとによって用いられるために提供されている。このリストは網羅的なものではないし、すべての事項が常にすべての代表団に適用できるわけではない。しかし、コーデックス活動に関する指針として代表団長やその他の人が参照できる有益なチェックリストを提供している。

部会会合の準備活動

1. 自国が採用した以前の報告や見解を再検討する（それらはいまだに完全にもしくはその一部に価値を持つものである）。
2. 議題項目となりそうな、その国あるいは部会にとって重要な問題を確定する。
3. 代表団の専門性／能力を確定する：その問題に取り組むのに適切な人物が代表団にいるだろうか？コーデックス会合期間を超えて、代表団のメンバーは延長されるべきである（すなわち、代表メンバーは会議の資源となる）。
4. 議題項目を吟味する：問題と、回覧状（CL）および議題項目の関連とを結び付ける。
5. CLへの返答が、国の見解を推進させる戦略的な機会を提供するかどうかを決定する。CLへの返答はローマのコーデックス事務局および／もしくはホスト国の事務局によってまとめられ、コーデックス・コンタクト・ポイントを通じてすべての政府へ配布される。したがって、これは国の意見が配布される良い方法である。
6. SPSおよびTBTによる起こりうる影響を考慮する。
7. 可能なかぎり広範囲に、そして早い段階で協議する。協議のプロセスは通常はコーデックス・コンタクト・ポイントによって調整される。協議リストにすべての主要なステークホルダーが含まれることを確保するよう、コーデックス・コンタクト・ポイントと連絡を取る。直接あなたに提出されたコメントを受け取った場合、確実にコーデックス・コンタクト・ポイントにもそのコピーがわたるようにする。
8. CLへの返答の第一稿や、議題項目に関する見解案を誰が準備すべきか決定する。
9. （適用できる場合には）すべての代表メンバーに草案を配布し、必要な場合には修正をしてコーデックス・コンタクト・ポイントおよびコーデックス国内委員会へ最終案として提出する。
10. 設立される可能性のある任意の作業／草案作成グループに関与すべきかを、コーデックス国内委員会と話し合う（資源への影響に注意する）。